

議案 第102号

大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第7条」を「第6条」に改め、同条第2号中「第28条及び」を「第28条、」に、「第38条まで」を「第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改め、同条第3号中「第72条まで、第73条第2項から第7項まで、第74条から」を削り、「から第38条まで」を「、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

第5条第2号中「第28条及び」を「第28条、」に、「第38条まで」を「第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改め、同条第3号中「から第38条まで」を「、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準等を定める条例（抄）

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第4条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第7条まで
第6条

で定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

- (1) 省略
- (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型介護予防サービス基準第43条から第62条まで、第63条第1項及び第65条から第68条まで並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条第1項、第28条及び第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。） 及び第38条まで、
- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型介護予防サービス基準第69条から第72条まで、第73条第2項から第7項まで、第74条から第83条まで、第84条第1項及び第86条から第89条まで並びに附則第8条並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条第1項、第31条から第34条まで、第36条から第38条まで、第56条、第58条の2、第60条及び第61条、第37条（第4項を除く。）、

(管理者の責務)

第5条 指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(1) 省 略

(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第49条から第62条まで、第63条第1項及び第65条から第68条まで並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第28条及び第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及

、

び第38条まで

(3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第74条から第83条まで、第84条第1項及び第86条から第89条まで並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第31条から第34条まで、第36条から

、第37条（第4項を除く。）、

第38条まで、第56条、第58条の2、第60条及び第61条

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居に係る基準)

第7条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1、2又は3とする。

第8条 - 第10条 省 略

第7条 第9条